



近風会

新年のごあいさつ

- 近税正風会名誉会長 田村 幾蔵 02
- 近税正風会会長 衣目 修三 02
- 日本税理士会連合会会長 池田 隼啓 03
- 近畿税理士会会长 宮田 義見 03

第40回定期総会

- 平成26年 新春研修会・登録者歓迎会 04

- 平成27年新春研修会・登録者歓迎会のご案内 05

- 平成26年 夏の研修会・常務理事活動報告 06

- 理事活動報告 07

- 青年部大会・つばみの会 08

- 青年部ゴルフ大会・青年部支部研修会 09

- 改正税理士法のポイント 10

- 支部長紹介 12

- 青年部支部長紹介 13

- 平成26年認定研修管理簿 14

近税正風会について

- 近税正風会 約領 15
- 近税正風会の成り立ちと現状 15
- お礼とご寄付のお願い 15

number
85号

平成27年1月1日



近税正風会 40周年を迎え

近税正風会 名誉会長

田村 幾蔵

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は近税正風会の活動と会務運営にあたり、暖かいご理解とご支援ご協力を賜り、深く感謝いたします。

ご高承のとおり、近税正風会は昭和50年1月24日に設立され、本年は設立40周年の節目の年となります。

近税正風会は「真に税理士業界の未来を考え、良識ある会員を集めし、対話と協調を基調として税理士制度擁護のため努力すること」を目的として設立されました。40年の歳月の間、「対話と協調」の精神を基調として税理士制度の健全な発展のために活動してまいりました、このことは、これからも決して変わることはありません。



年頭のご祝辞

近税正風会 会長

衣目 修三

新年あけましておめでとうございます。平成27年の年頭にあたり、近税正風会会員の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

さて、近税正風会は今年1月24日をもって、満40年を迎えることになります。初代会長の羽賀一郎先生、2代目会長の森田森(しげる)先生、会長代理の中野一城先生、3代目会長の田村幾蔵先生、4代目の私と繋がり40年がたちました。これはひとえに、近税正風会設立以来の先達の会員先生方はじめ、現在深いご理解とご支援、ご協力を頂いております会員先生皆様方のお蔭であり、心から厚く御礼申し上げます。設立40年を記念いたしまして、今年は「近税正風会40年史」の発刊を計画しております。

次に、昨年3月に税理士法改正が実現しました。

昨年は、税理士法が改正されました。

税理士の地位向上のため、また、時代に即した税理士制度の健全な発展のため、税理士制度そのものも変化を遂げてまいりました。昭和55年の税理士法改正、平成13年の税理士法改正、そして今回の平成26年の税理士法改正におきまして、近税正風会ご推薦の近畿税理士会の役員の方々がその改正に大きくかかわってご尽力いただきましたことは、近税正風会の具体的活動目的である「税理士のために真摯に会務に携わって頂ける人材を近畿税理士会の役員に推薦する」ことの成果の表れであり、加えて、近税正風会がご推薦申し上げた役員の方々のみならず、近税正風会の会員先生方が近畿税理士会の各部委員会の構成員として、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会のために日頃の惜しみない協力をなされた賜と思っております。誠に有り難うございます。

近税正風会はこれからも健全な税理士制度の発展のために活動してまいります、そのためにも、会員先生方の更なるご協力を心よりお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

近税正風会では研修会を通じて、改正税理士法の内容を会員先生方に十分に理解していただき、納税環境整備の一環として納税者利便の向上と国民からの税理士制度への信頼性確保に努め、税理士業界の発展と業務拡大に寄与したいと考えております。

最後に、今年4月には近畿税理士会の役員選挙が行われます。現在、近税正風会は役員総数111人のうち約85%の役員を推薦しております。それゆえに近税正風会では、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会のために汗をかいてもらえると誰からも認められる先生を、本部・支部役員候補推薦委員会で慎重に審議のうえ、役員候補推薦者を決定していくことを考えておりますので、近税正風会会員の皆様のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

結びにあたり、近税正風会会員の皆様方におかれましては、健康に留意されまして、ご家族ともどもに健やかなる佳き年を迎えられますとともに、ご事業のご繁栄をお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



税理士法改正に伴う 会則・規則等の早期定着に 向け全会員の理解と協力を

日本税理士会連合会 会長

池田 隼啓

新年あけましておめでとうございます。平成27年の年頭にあたり皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本会では、国民・納税者から信頼される税理士制度を構築するため、諸施策を講じていくこととしております。

年頭に当たって、その一端を申し述べたいと存じます。

その第一は、税理士法改正に伴う会則・規則等の早期整備であります。

本会では、昨年3月の税理士法改正を受け、本会会則、税理士会標準会則及び関係諸規則等の見直しを進めてまいりました。その具体策として、租税教育・知識の普及啓発に係る施策、税理士証票の10年毎の定期交換に係る施策、補助税理士制度の所属税理士制度への見直しほかを挙げることができます。

また、研修の受講義務化については、税理士法の改正は実現しませんでしたが、国民・納税者の税理士及び税理士制度に対する信頼を確保する観点から、会則・規則等業界内部の自律規範の見直しによ

り、受講義務化を図ることとしております。

これらの関係諸規則の更なる整備と早期定着を図るために、会員各位の一層の理解と協力を賜りたいと考えております。

その第二は、中小企業支援に関する取組みであります。

近年、中小企業をめぐる経営環境が大きく変化し、中小企業の抱える経営課題が複雑化・多様化していることから、平成24年に中小企業経営力強化支援法による「経営革新等支援機関認定制度」が創設され、既に18,300超の税理士・税理士法人が認定されております。

税理士は、中小企業経営者にとって最も信頼できる相談相手であることから、本会では、中小企業対策部を中心に、関係官庁及び金融機関等と連携を図りながら、必要な施策を積極的に講じてまいります。

このほか、アジア・オセアニアタックスコンサルタンツ協会(AOTCA)の平成27年度定時総会の開催(大阪市予定)や税制改正建議の実現はもとより、成年後見制度等の公益活動への積極的な取組みなどの重要課題が山積しております。

今後とも、国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度を確立するため、全力で諸課題に取り組んで参る所存でありますので、皆様の更なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

会則規則改正が承認されたところです。

改正税理士法の趣旨に立脚した税理士会の対応がこれから具体的に進んでいくことになります。

加えて、時代の流れとともに、税理士に対する多様なニーズの高まりや変化を的確につかみ、今後より一層、国民納税者の利便性と専門職能を活かした社会貢献にも努めていくことが求められています。

税務支援につきましては、独自事業の一環として、昨年より「近畿税理士会記帳申告指導」を実施しており、さらに積極的に展開していくこととしております。

また昨年、50周年を契機に成年後見支援センターを設置したほか、中小企業支援対策の充実を図るなど、社会的ニーズの増大している諸事業にも注力して参ります。

依然として厳しい社会経済環境ではありますが、当会では事業計画に基づき諸事業を推進して参りますので、近税正風会の会員皆様方には、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、近税正風会の益々のご隆盛並びに、会員皆様のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げ、新年のごあいさついたします。



年頭のご挨拶

近畿税理士会 会長

宮田 義見

平成27年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

近税正風会会員の皆様方には、近畿税理士会の会務運営に対しまして格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は当会設立50周年を迎えて、記念式典をはじめ各種記念行事の開催にあたりまして皆様のご協力を賜り、ここに改めて衷心より御礼申し上げます。

年々歳々、50年を越えてさらに歴史を重ねてまいりますが、税理士は税務・会計の専門家として、確固たる使命を担い、関与先はもとより国民納税者の信頼と期待に応えていく必要があります。まさにその観点からの税理士法改正が昨年3月の参議院本会議で可決成立し、11月の当会臨時総会で

近税正風会 第40回定期総会



第40回定期総会が平成26年10月28日(火)午後3時30分よりホテルグランヴィア大阪「鳳凰の間」において、多数の会員のご出席のもと開催されました。

九鬼総務局次長の司会により物故者への默祷、ご臨席賜りましたご来賓の紹介が行われ、その後、岩崎総務局次長の開会の言葉に続いて、衣目修三会長が挨拶を行いました。次に神戸支部の福田隆彦会員が議長に指名され、議事録署名人の選任を行ったのち、上程された議案の審議に入りました。

第1号議案「平成25年度事業報告承認の件」は軒原総務局長並びに各担当部長が議案説明を行い、第2号議案「平成25年度收支計算書及び財務諸表承認の件」は勘場財務部長が議案説明を行い、その後、佐藤眞治監事より「適正に表示している」旨の監査報告を受け、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

第3号議案「平成26年度事業計画(案)承認の件」と第4号議案「平成26年度收支予算(案)承認の件」も福田議長のつつがない進行により、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

審議終了後には、池田準啓日本税理士会連合会会長、宮田義見近畿税理士会会长より丁重なるご祝辞を賜り、祝電披露のち、田多総務局次長の閉会の言葉をもって、定期総会は閉会しました。

定期総会後の意見交換会では、森総務局次長の司会によりご来賓の紹介、衣目会長による開宴の挨拶ののち、加賀城健桜美会会長より丁重なるご祝辞を賜り、那須弘敬桜志会会長による乾杯のご発声により開宴となりました。開宴中は歓談を通じて支部を越えた会員相互の親睦、交流を大いに深め、西浦総務局次長の中締めにより、盛会のうちに終宴となりました。





平成26年 新春研修会・登録者歓迎会

平成26年1月15日(水)、ホテル阪急インターナショナルにおいて近税正風会新春研修会が開催されました。講師に近畿税理士会調査研究部長の近藤雅人先生をお迎えし、「平成26年度税制改正～改正内容とその動向について～」をテーマにご講演いただきました。

講演では、はじめに、①平成26年度税制改正の基本的考え方②税理士法改正③消費税の軽減税率の導入、特に重要な3項目について丁寧な解説がありました。そして平成26年度税制改正の具体的な内容として、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」での決定事項も含めて、重要な新設項目及び改正項目をレジュメや参考資料をもとに、関係各方面からの最新情報も織り交ぜながら詳細に解説していただきました。



全国で一番早い税制改正の研修会とのことで、多数の参加者とともに興味深く拝聴いたしました。前年度以前の改正点も含め、それぞれの改正項目の適用開始事業年度・適用開始日には留意して今後の実務を行わなければならないことを実感しました。

研修会の後の新規登録者歓迎会では、55人の新規登録者を交えて、和やかな雰囲気の中で懇親が行われていました。私も新規登録者の一人として、やや緊張しつつ参加させていただきましたが、先輩先生方との名刺交換やお話を楽しむことができ、とても有意義なものでした。

人との繋がりを大切にし、中小企業と社会の発展に貢献を果たす税理士となれる様に日々努力を重ねたいと思います。

(今田幸史)



近税正風会 平成27年新春研修会並びに登録者歓迎会のご案内

平成27年度の各府省庁からの税制改正要望が公表されました。その中で注目は、日本の立地競争力と企業の競争力を向上させることを目指す「法人税実効税率の引き下げ」、中小企業経営者の高齢化による事業承継の必要性から「新たに個人事業者の事業用資産を後継者に生前贈与した場合における相続時の納税負担軽減措置の創設」が要望されたことです。その他にも「住宅取得資金贈与の非課税枠の引き上げ」、「教育資金一括贈与の非課税特例の延長・拡大」、「ジュニアNISAの創設」、「現行NISAの制度拡大」など重要な要望もあります。そこで、今回の研修会は、講師に近畿税理士会調査研究部長の近藤雅人先生をお招きし、平成27年度税制改正の内容をいち早く詳細に解説していただきます。

また、平成27年10月から付番、平成28年1月から税分野での利用開始が始まる「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」について、近税正風会制度部長の徳芳郎先生より税理士業務に影響するところを中心にコンパクトに解説していただきます。

**また、研修会の後には、懇親会並びに新規登録者歓迎会を開催いたします。
当日受付も行いますので、多くの先生方のご参加をお待ち申し上げております。**

**日 時： 平成27年1月22日(木) 午後2時(1時30分受付)
場 所： ホテル阪急インターナショナル**

平成26年 夏の研修会

平成26年7月15日、エル・おおさか「エル・シアター」にて「近税正風会 平成26年夏の研修会」が開催されました。今回の研修は2部構成となっており、第1部は講師にパティシエ・エス・コヤマ代表の小山進氏を迎えて「丁寧を武器にした経営哲学～コヤマロールで有名なエスコヤマの物創り哲学～」と題してご講演いただきました。まず講演題目である「丁寧」の意味を解説されました。それは自分がやらなければ気がすまないレベルが「丁寧」であり、物創りの原点であると言われておられました。また物創りの原点は、京都での幼年期の路地遊びによって、自慢話ができたことにある。現在の若者には自慢話ができないことがダメであると言われておられました。是非一度、自然の中にある三田のお店に伺いたいと思わせるご講演でした。

第2部は税理士の近江清秀先生を迎えて「ゼロからの相続税申告の実務～相続税申告の基本と間違いだらけの相続税対策への対応～」と題してご講演いただきました。相続においては、手続き等の知識だけではなく、相続人に対してお話しができることがたいへん重要なポイントであることを力説されていました。今回の研修で相続税実務のポイントは生前贈与と借名財産の把握であることが分り、相続税申告をあまり経験したことがない者にはとても感心できる分りやすいご講演でした。

(西村幸平)



常務理事活動報告



日税連・建議書に基づく主張

常務理事

上西 左大信

近税正風会のご推薦を受け、近畿税理士会の常務理事を拝命しております上西左大信です。近税会では担当の部・委員会のない「無任所」の常務理事ですが、日本税理士会連合会では調査研究部長をいたしております。その関係で、近税会の調査研究部には議事参観者として継続的に出席させていただいている。

日税連の調査研究部の所掌事項は、租税制度(租税救済制度を含みます。)及び税務行政についての調査研究や、税理士業務に関連する会計制度、商事法令等についての調査研究をすることです。そして、日税連では、調査研究部での審議を基礎として、毎年関係省庁等に対し税制改正建議を行っています。諸先達のご努力と実績のお蔭により、建議書の内容を申述する場が拡がり、財務省主税局、国税庁、総務省自治税務局、中小企業庁などの関係も非常に緊密になっています。

ところで、日税連の建議書は、15の税理士会の意見

書の中から項目を選定して策定することが原則となっています。各省庁との打合せや交渉を通じて日税連として必要な建議項目が出来た場合、急遽、近税会の調査部でご検討の上、意見書に取り入れていただき、結果として日税連の建議書に反映させたこともあります。緊密な連携が功を奏しています。

現在の政府税制調査会は、平成25年6月に設置され、本体会議(総会)と基礎問題小委員会(基礎小)のほか、国際課税、マイナンバー及び法人課税の3つのディスカッショングループ(DG)があります。基礎小を除いたすべての会合の委員となっていますが、議論は相当に活発であり、事前の準備が必須です。また、聞いた限りでは理論的に妥当と思われるような主張であっても、実務面では多大な負担や困難が伴い、納税者の理解と納得が得られない内容であるものに対しては、即座に反論しなければ順番が回ってきませんので、瞬発力も必要です。固定資産税等の地方税を損金不算入とすべきであるといった論外の意見や資本金1億円以下の法人に対しても外形標準課税を適用すべきであるといった実態を無視した主張には、真正面から挑みますが、そのときに依拠するのは現在及び過去の建議書です。

税調委員の任期は平成28年6月までとなっており、その間に税制の年度改正があと2回あります。引き続き建議書に基づいて日税連としての主張をしてまいる所存ですので、ご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

正風会

理事活動報告



税制改正に関する意見書

西支部
櫻井 圭一

近税正風会からご推薦をいただき、一昨年7月より理事として会務に携わせていただいております。以前から調査研究部員・副部長として通算3期6年活動してまいりました。理事就任と同時に、筆頭副部長を拝命することとなりましたが、あらためて税理士会の会務が税理士制度へもたらす影響

響力を感じるところです。

調査研究部の主たる会務のひとつとして「税制改正に関する意見書」作成があります。会員先生や各種団体から毎年多くのご意見が寄せられておりまして、それらも検討しつつ全部員自由闇達な議論を重ねて最終的に近畿税理士会としての「意見書」をつくりあげます。悩ましいのは、ただ理論的に正しいことを主張するだけではなく、はたして制度として執行可能なのか、その制度を導入しなかったことによる弊害はどの程度なのか、財政面への影響は?など様々な観点から総合的に分析・判断して各意見の採用不採用を決定する点です。昨年の税制改正大綱は年明けにズレ込む見込みで、公表されてから意見の最終とりまとめまであまり時間がないのですが、部員一同楽しく厳しく取り組みたいと考えています。

近税正風会青年部の皆様からもどんどんご意見を賜れば幸いでございます。



会則諸規則の変更に携わって

兵庫県東支部
岩泉 周治

近税正風会から近畿税理士会理事のご推薦を賜り、会務制度委員会副委員長を拝命しております岩泉周治でございます。

会務制度委員会では①本会の組織機構及び諸制度の調査及び対策②本会の会則その他諸規定の制定改廃及び解釈③会務についての諸企画の審議立案に関する

事項を協議・審議いたします。

なお、昨年は最重要施策として平成26年3月31日に公布されました改正税理士法を受け、近税会の会則等の整備を適切に行うという大変重要な作業に参画させていただきました。それまで近税会から送付される諸規定集を読むことは皆無に等しかったのですが、委員会であらためて会則・規則等に触れ、近税会会務の運営は会則規則等に則って厳正に行われており、その一端を担っている会務制度委員会はまさに‘縁の下の力持ち’であると実感しました。

そして、昨年11月11日の臨時総会にて会則規則等の変更案が承認可決されました。近税正風会会員先生方のご理解ご協力ありがとうございました。任期残りあと僅かとなりましたが、会則諸規則等の理解を深め、真摯に務めてまいりたいと思います。今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。



VIVA 理事会

奈良支部
新屋 珠美

平成25年7月に近税正風会のご推薦を受け、近畿税理士会の理事として税務支援対策部の副部長を拝命しております、奈良支部の新屋珠美です。

青年部役員の頃に理事会を数回傍聴はしておりましたが、実際理事側に着席した時は、責任ある立場についたのだと重みを実感いたしました。周りを見ても知らない先生方がばかりですが、その中で青年部本部の委員長等をして

いたメンバーが理事として居てくれるのは、存在だけでも心強いものです。特に執行部の先生方の中にも多数青年部出身の方がおられるのも、すごく有難いことです。解らない事があればすぐ教えてもらえますし、アドバイスも多数頂いています。今後も近税会の中枢に近税正風会青年部からたくさんの若手理事が続いて欲しいと願います。私自身は微力ながら、頑張っていきます。

部会活動につきましては、通年の事業はそのまま継続しつつ、本年度は白色者対象の「記帳申告指導」のスタートや成年後見制度と相続税の無料相談等、新たな事業の立ち上げで目まぐるしい一年です。記帳申告指導は通年事業に仲間入りしましたので、指導担当税理士登録をお願いします。また税理士記念日におきましては、今年は2月22日(日)にJR大阪駅・旧砂時計広場にて「税理士記念日無料税務相談」の実施を検討しておりますので、大変お忙しい時期ですが息抜きに足をお運びください。

今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願ひいたします。



間を広げよう～Let's smile together～」をテーマに掲げ、総勢272人の参加者を集めて2年ぶりに開催されました。

まず、第一部の研修会では「給与・労務に関する諸問題、いざ検証!」と題して、特定社会保険労務士の竹内千咲先生に、我々税理士が知っておくべき中小企業経営者を悩ます給与・労務にまつわる諸問題についてご講演頂きました。今回の研修は事業委員会が随所にアイデアをちりばめたディスカッション形式の研修会で、社会保険や労働基準法など多方面にわたり理解し易い解説を交えた、とても有意義な研修会となりました。

平成26年12月
2日(火)、ホテル
阪急インターナ
ショナルにおいて
第8回青年部大会
が「笑いあえる仲

続いて第2部の意見交換会では、オープニングに青年部活動を集約した映像が会場の大スクリーンに映し出され、各委員会・各支部の活発かつ情熱的な活動風景を垣間見ることができました。その後、厚生委員会が中心となって、各支部代表者が地元の名産品等を交換したり、支部対抗のゼスチャーゲームで盛り上がったりと、会場全体が笑顔でいっぱいになっていきました。エンディングではサンバチームが登場して、すべての先生方がひとつの輪になって踊るという、サプライズも起きました。

まさに、今回の大会テーマどおりに、参加いただいた先生方全員が、ともに笑いあえる仲間を広げ、正風会活動だけでなく、今後の税理士活動においても得難き仲間を作ることができたことでしょう。こうしてアツという間の6時間が過ぎて閉会に至りました。

(泉支部 中野誠)



方、顧客への対応の仕方、職員に求めるスキル、どの税理士事務所も違うのではないかでしょうか。

また、新規に顧客を獲得するのもなかなか難しい職種だと思います。宣伝を行う、顧客に紹介を受ける、いろんな方法があるのでしうが、なかなか見えてきません。また、いざ税務調査となつたら、悩みや迷いは、もっともっと大きなものとなって我々税理士を襲ってきます。

そんな悩みを打ち明けられるのは、そんな迷いにアドバイスをしてもらえるのは、やはり同じ職業の税理士でしかないのではないかでしょうか。

近税正風会青年部では平成24年6月、登録間もない先生方が知り合い、仲間になり、情報交換できる場を創ろうと「つぼみの会」を発足させました。以来2年半の間に実に9回

税理士という職業は、本当に悩みが多い職業だと思います。胃が痛くなる職業だと思います。仕事の進め

の「つぼみの会」を開催し、延べ250人以上の先生方にご参加いただいています。

座敷で膝を突き合わせての懇談や、テーブルごとの懇談、さまざまな形式を利用して、とにかく「知り合う」「話す」そして「笑う」をめざして、本当にぎやかに新しく登録された先生方と楽しい時間を共有してきました。あるときは、経験豊富な先輩税理士や、幅広くご活躍されている弁護士先生をゲストとして迎え、その懇談をより一層楽しい充実したものになるようにしていただきました。

さあ、悩み多き税理士という職業を、多くの税理士とともに、悩みあるけど楽しい職業に変えていきましょう。次に案内をもらったらすぐ申し込んでください。

あなたのお話を聞いてみたい!

(青年部長 山本多通男)





平成26年9月4日、KOMAカントリークラブにおいて第36回近税正風会青年部ゴルフ大会が開催されました。当日は、総勢184人の参加があり大盛況でした。当初危ぶまれた天候も何とか持ちこたえ、参加者のプレーを後押ししてくれました。競技はハンディキャップ上限なしのダブルペリア方式で行われました。

プレー終了後、山本青年部長の挨拶、続いて近畿税理士会西田隆郎副会長からご祝辞を頂戴し、衣目会長の乾杯で懇親会が始まりました。歓談後の成績発表では、数多くの豪華賞品に一喜一憂し、大変盛り上がりました。

上位の成績は以下の通り

◆個人戦◆

優勝	… 山田賢会員(和歌山)	G93	H22.8	N70.2
2位	… 川口純司会員(豊能)	G89	H18.0	N71.0
3位	… 谷口英春会員(茨木)	G100	H28.8	N71.2

◆団体戦◆

優勝 … 茨木支部

2位 … 城北支部

3位 … 東支部

(青年部広報委員 高橋是清)



-青年部- 支部研修会

平成26年5月15日(木)、生田神社会館において青年部神戸支部研修会が開催されました。

研修会は講師に税務署より担当官をお招きし、「平成26年度改正税法等に関する研修」と題して、第1部は法人税、第2部は国際税務、途中休憩をはさんで第3部は源泉関係、第4部は資産税についてそれぞれご講演いただきました。日ごろの業務によくある事例を中心に、その考え方や間違いやすい事項についてお話をいただきました。特に、国際税務についてはクライアントからの質問にすぐに役立ちそうな内容を取り上げていただきました。

研修会終了後には意見交換会が開かれ、近畿税理士会から多数のご来賓にお越しいただきました。衣目会長の挨拶の後、近畿税理士会澤田千博副会長から祝辞を頂戴し、軒原総務局長の発声で乾杯が行われ、生田神社の静寂を破るような大変にぎやかな意見交換会となりました。会員同志の歓談は大いに盛り上がり、途中、山本青年部長の挨拶、青年部本部役員の紹介や活動報告もあり、あっという間に時間が過ぎていきました。最後に福田神戸支部長より中締めとお礼の挨拶があり、楽しく過ごした会も閉会となりました。

(青年部広報委員長 前川武政)



改正税理士法の ポイント

近畿正風会

制度部長

徳 芳郎



平成26年3月に改正されました税理士法に関して、12項目と法改正には至らなかったものの最後まで改正要望項目に挙げられていた2項目のうち主な項目について解説します。

今改正は、申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士の信頼と納税者利便の向上を図るために成されました。

1.補助税理士制度の見直し(税理士法施行規則第1条の2)

補助税理士の呼称を「所属税理士」に変更したうえで、所属税理士であっても納税者から税理士業務を直接受任できることとなり、将来の独立開業の道がスムーズに開けるようになりました。

ただし、所属税理士が納税者から直接委嘱を受ける場合には次のような一定の手続きが必要となっています。これは、使用者である税理士との関係を円滑に維持すると共に顧客に対する責任の所在などを明確にする必要があるからです。

- (1) 所属税理士が納税者から直接委嘱を受ける場合は、その都度あらかじめ使用者である税理士に書面による承諾を得る必要があります。
- (2) 上記(1)の承諾を得た所属税理士は、その承諾を得たことを証する書面の写しを顧客へ交付し、自らの責任において業務に従事する旨等を説明しなければなりません。
- (3) 上記(2)の交付する書面には所属税理士の署名押印が必要です。また、その説明を行った旨を記載した書面に顧客の署名押印が必要です。
- (4) 上記(3)の顧客が押印した書面を使用者である税理士に提出する必要があります。
- (5) 所属税理士が顧客との委嘱契約が終了した場合、又は委嘱契約に至らなかった場合は、その旨を使用者である税理士に報告しなければなりません。

これらの手続きの詳細や使用する書面の様式は、近畿税理士会ホームページの会員専用ページTopics(平成26年10月23日)に掲載されている「所属税理士制度(税理士法施行規則第1条の2)に関するQ&A」に掲載されていますのでご参照ください。

この改正は平成27年4月1日から施行されます。

2.公認会計士に係る資格付与の見直し(税理士法第3条)

公認会計士に係る税理士資格付与について、税法に関する指定研修の修了を要件とする規定が追加されました。すなわち、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士に税理士資格を付与することとなりました。

この研修は、税理士試験における税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得することができる研修として、国税審議会が指定する研修とされています。

この改正は、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用されます。

3.租税教育への取組みの推進(税理士法第49条の2)

税理士法第49条の2(税理士会の会則)の会則の絶対的記載事項として「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が追加されました。日本税理士会連合会や税理士会が従来から取組んできた租税教育について、法的に明確化されました。

この改正は平成27年4月1日から施行されます。

4. 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し(税理士法第24条)

(1)報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

報酬のある公職に就いた場合でも、その公職が税の賦課・徴収に関する事務に関するものではなく、かつ、その公職について法令などで税理士業務との兼業を制限していなければ、登録を受けることができ、また、税理士業務を停止しなくてもよいことになりました。

(2)非税理士に対する名義貸しの禁止(税理士法第37条の2)

公職に就いた場合、当然に職務専念義務があり、税理士業務を適正に行うことができるかという問題が生じ、非税理士等に対する「名義貸し」につながる可能性が考えられることから、非税理士に対する名義貸しを禁止する明文規定ができました。

また、これに伴い新たに罰則規定(税理士法第59条)も設置されました。これまで税理士法第46条(一般の懲戒)の規定により同法第44条(懲戒の種類)に規定する懲戒(①戒告、②税理士業務の停止、③税理士業務の禁止)を行うことができることとされました。今回の改正では、同法第59条第1項第2号に罰則、つまり2年以下の懲役又は100万円以下の罰金の刑事罰が設けされました。

この改正は平成27年4月1日から施行されます。

5. 会費滞納者に対する処分の明確化(財務大臣告示)

会費滞納については、正当な理由なく長期に滞納する者は、税理士法第37条(信用失墜行為)により税理士法違反に該当し、財務大臣処分の対象となることが財務大臣告示にて明記されることになりました。

税理士は、登録時に強制的に税理士会に入会しなければならず、会費については、日本税理士会連合会及び各税理士会が税理士会及び会員に対して、指導、連絡及び監督を行う会務運営の重要な財源となるものです。

この改正は平成27年4月1日から施行されます。

6. 研修受講の義務化(近畿税理士会 会則第59条)

会則第59条で「税理士会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」から「税理士会員は、その資質の向上を図るために、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない。」へ変更されました。

また、免除規程として会則第59条第2項に「税理士会員は、公職に就き業務を停止した場合その他規則で定める事由に該当するときは、前項の研修の受講について、免除を申請することができる。」という項目が新設されました。

この項目は、日本税理士会連合会の「税理士法に関する改正要望書」に掲げられていたのですが、自民党税理士制度改革推進議員連盟総会の場で「税務支援の従事義務化と研修受講の義務化は税理士及び税理士会に任せるべき事項であり、法律で義務付けることには馴染まない。」との意見があり、法改正が見送られて会則対応とされました。

しかし、公的資格制度は、厳格な法的規制に服する資格者が存在し、安心できるサービスを国民に提供することが目的とされています。公的資格者である税理士は、税理士業務の複雑化・多様化に対応しなければなりません。そして納税者の利便に資する信頼される税理士制度の維持発展のためには、資格取得後においても、税理士の資質の一層の向上が必要です。研修制度は安心できるサービスを提供できる制度的担保のひとつであるとされています。

この改正は平成27年4月1日から適用されます。

7. 税務支援の従事義務化(近畿税理士会 会則第61条)

従来から会則第61条にて税務支援の義務化が規定されていました。今回の改正では第3項で「会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と下線部分が追加されました。また、第4項「会員は、本会から前項の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。」を新設しました。第3項で従事義務がより強調されるとともに、病気やその他の正当な理由がある場合には拒むことができる事が明示されました。

この項目も、研修規則の義務化と同様に日本税理士会連合会の「税理士法に関する改正要望書」に掲げられていたのですが、今回の税理士法改正では見送られました。

税務支援への従事については、会則では平成17年の改正で既に義務化されています。

今回の改正要望では、それをより明確にするため直接的な表現で規定してもらおうという趣旨がありました。

支部長紹介



東支部



矢本 博三



西支部



石井 基行



南支部



檜垣 典仁



北支部



下山 隆一郎



淀川支部



福長 俊之



城北支部



酒井 貞行



城南支部



衣川 正一



阪南支部



佐々木 達郎



東大阪支部



弓手 宏亮



泉支部



森 敏則



茨木支部



平山 直樹



豊能支部



金田 義一



京都府支部



長谷川 雄一



神戸支部



福田 隆彦



兵庫県東支部



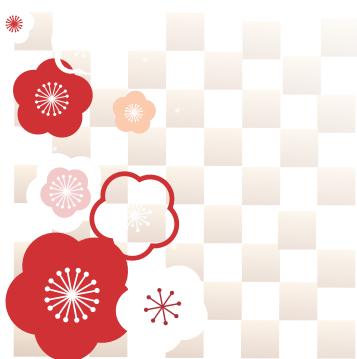
阪上 恭一



兵庫県西支部



前川 韶治



奈良県支部



森田 務



和歌山県支部



稻田 稔彦



滋賀県支部



安居 一久

青年部支部長紹介



菅原 正明



金子 真弓



鈴木 義教



鶴鶴 全貴



土谷 元信



渡部 高之



山本 敬三



島原 博



石橋 明史



原 昭太



掛谷 太郎



田中 順也



北條 達人



矢野 昭博



東耕 功



上坪 正人



辻 浩臣



瀬藤 啓司



上林 清司



平成26年認定研修管理簿

開催年月日	主 催	開催場所	研修内容(テーマ)	時間数
26. 1.14	阪南支部	天王寺都ホテル	改正消費税法について	1.0
26. 1.15	近税正風会 本部	ホテル阪急インターナショナル	平成26年度税制改正～改正内容とその動向について～	3.0
26. 1.22	加古川部会	加古川プラザホテル	税務の現状について	1.5
26. 3.31	下京都会	京都タワーホテル	1.NISA(少額投資非課税制度)について 2.改正消費税法について 3.改正税理士法について	3.0
26. 4. 8	青年部奈良県支部	橿原ロイヤルホテル	平成26年改正税理士法解説	2.0
26. 4.24	青年部京都府支部	株式会社 鼓月	現場で確認!!企業における生産設備投資減税の意義と適用実務	4.0
26. 5.15	青年部神戸支部	生田神社会館	平成26年度改正税法を含む誤りやすい事例研修	3.0
26. 6. 3	加古川部会	加古川プラザホテル	税務の現状について	1.0
26. 6.11	右京都会	アークホテル京都	1.税理士法改正等 2.改正税法・政府税調の動向	3.0
26. 6.12	茨木支部 青年部茨木支部	新大阪江坂東急イン	1.税金よもやま話 2.こんなことご存じですか?	2.5
26. 7.15	近税正風会 本部	エル・おおさか	1.丁寧を武器にした経営哲学 2.ゼロからの相続税申告の実務	3.0
26. 8. 8	加古川部会	加古川プラザホテル	国税査定制度のあらまし	2.0
26. 8.19	青年部城南支部	クレオ大阪中央館	税理士会の会務・税理士制度改正・今後の税制改正の動向	1.5
26. 8.21	青年部阪南支部	阿倍乃荘	1.構築使える法人税の租税特別措置関係について 2.税理士法～税理士の使命・無償独占について～	3.0
26. 8.28	京都府支部 青年部京都府支部	京都ブライトンホテル	1.生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制に関する留意点 2.100年続ける企業経営	2.0
26. 9.11	青年部兵庫県西支部	イーグレ姫路	事業承継 ～中小企業白書からみる、これからの税理士事務所経営～	1.5
26. 9.19	北支部 青年部北支部	ホテルグランヴィア大阪	国際税務	2.0
26. 9.30	下京都会	京都タワーホテル	1.相続税及び贈与税の税制改正について 2.社会保障・税番号制度について	2.5
26.10. 6	青年部東大阪支部	シェラトン都ホテル大阪	資産税及び法人税の誤りやすい事例～近税正風会青年部会員と担当官とのパネルディスカッション～	2.5
26.10. 9	西支部 青年部西支部	ホテルモントレ グラスミア大阪	税務行政の現状と課題～国際課税の観点から～	1.0
26.10.10	青年部南支部	大成閣	税務をめぐる留意点	1.0
26.10.10	奈良県支部 青年部奈良県支部	春日野莊	改正税法の概要について 他	2.0
26.10.14	上京都会	京都ブライトンホテル	広大地評価について	1.0
26.10.14	淀川支部 青年部淀川支部	大阪 新阪急ホテル	東日本大震災への国税対応	1.0
26.10.15	加古川部会	加古川プラザホテル	1.税制改正について 2.税理士法関係について	1.5
26.10.16	青年部北支部	KKRホテル梅田	社会保障の適応 ～適応範囲の拡大と未適事務所への対応強化～	2.0
26.10.16	青年部泉支部	ホテルレイクアルスターアルザ泉大津	資産課税の留意点	1.5
26.10.17	青年部茨木支部	吹田さんくすホール	1.最近の税務行政をとりまく環境 2.e-Taxとセキュリティ	2.0
26.10.21	東支部 青年部東支部	大阪キャッスルホテル	法人税法改正について	1.0
26.10.22	兵庫県東支部 青年部兵庫県東支部	ホテルホップインアミング	1.消費税法の改正について 2.相続税法の改正について 3.事前通知の改正について	2.0
26.10.23	青年部豊能支部	ホテルアイボリー	1.平成25年度改正資産税法について 2.平成26年度改正法人税法について	1.5
26.10.23	右京都会	アークホテル京都	改正税法・税務申告の留意点等	2.5
26.11. 6	青年部阪南支部	天王寺都ホテル	税務行政・税制における疑問・将来像に関する討論会	1.5
26.11.21	神戸部会	ラッセホール	1.相続税等のよもやま話 2.相続税の税務調査への対応ポイント	3.0
26.11.26	青年部京都府支部	京都タワーホテル	1.交際費について 2.企業経営における株式公開の真実	2.0
26.11.27	和歌山支部 青年部和歌山支部	ルミエール華月殿	法人税の税額控除等の改正関係について	1.0
26.12. 2	近税正風会青年部 本部	ホテル阪急インターナショナル	給与・労務に関する諸問題、いざ検証!!	2.5

●近税正風会 紹介 ●

近税正風会は、税理士の使命に則り、会員の人格の陶冶、専門的技能の涵養に務めると共に、良識ある税理士の団体として、和の精神に基づく対話と協調により、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会の活力ある会務の遂行に寄与し、以て健全な税理士制度の発展を図る。

●近税正風会の成り立ちと現状 ●

近税正風会は、当時、混乱していた税理士会の会務運営を正常化することを目的に、見識ある税理士有志により、昭和50年1月24日に設立されました。

以後、近税正風会は、税理士会の正常で活力のある会務運営に寄与するために活動しており現在では近畿税理士会14,000名を超える会員の内、約7,200名の会員が近税正風会に所属しています。

近畿税理士会の会長をはじめとして多数の役員を近税正風会が推薦し応援しております。また、推薦させて頂いた役員諸氏は、真に税理士の未来を考え、真摯に会務を遂行して頂いております。近税正風会は、対話と協調を基本理念とし、適切な税理士制度の発展のために、尽力しています。

●お礼とご寄付のお願い ●

会員先生方には近税正風会の会務運営につきまして、常に温かいご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

近税正風会では、寄付金を9月と2月の年2回に分けてお願いすることとさせて頂いており、去る平成26年9月末日を期日とさせて頂いた第1回目の寄付金につきましては、多大のご支援を賜り着々と成果を挙げております。

第2回目の寄付金のお願い（平成27年2月末日期日）は、1月中旬頃にお送り致します。

出費ご多端の折、誠に恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご入会のお申し込み、その他お問い合わせはこちらまで

近税正風会事務局

〒540-0034 大阪市中央区島町1丁目2番3号 三和ビル4階

TEL 06-6942-7090 FAX 06-6943-0183

<http://www.kinzei-seifukai.com>

※会員専用ページへのアクセスにはIDとパスワードが必要です。近税正風会事務局までお問い合わせ下さい。



近税正風会

みんなで創ろう! 税理士の未来

私たち税理士には、

- 「税務に関する専門家」としての社会的使命が求められます。

それに応えるためにも、税理士は

- 税理士法第1条(税理士の使命)を堅持し、
- 「納税義務の適正な実現」を図るべく、
- 納税者の信頼にこたえられる資質を維持向上し、
- 税理士制度の発展につとめるべきです。

近税正風会は、

- ・税理士という職業を「夢」のあるものにしたいと考える、見識ある税理士の集まりです。
- ・充実した研修会や和やかに集える懇親会を開催することにより、会員相互の交流・情報交換を行っております。また、45歳以下の税理士で組織する「青年部」を有します。
- ・そして、何よりも、私たち税理士の未来のために真摯に会務にあたってくれる人材を、近畿税理士会に推薦することを第一義としています。